

非正規労働者の雇止め等の状況 (平成23年4月報告:速報)

岐阜労働局では、岐阜労働局及び岐阜県内公共職業安定所(ハローワーク)が、非正規労働者の雇止め等の状況について、事業所に対する任意の聞き取り等により把握した状況を取りまとめ、毎月速報として公表しています。

【岐阜県内集計結果】	1 事業所	61 人	
	(就業形態別の内訳)		(構成比)
	派遣	61 人	(100.0%)
	契約(期間工等)	0 人	-
	請負	0 人	-
	その他	0 人	-

非正規労働者の雇止め等について、平成23年3月から6月までに実施済み又は実施予定として、新たに把握した個別事例(非正規労働者の雇止め等の人数が一つの事業所において30人以上である場合に限る。)は、1事業所、61人でした。
就業形態は「派遣」でした。

「非正規労働者」とは、派遣、請負(構内下請けに限る。)、パート、アルバイト、期間工などをいいます。派遣、請負には、派遣元事業所、請負事業所において正社員として雇用されていたものを含みます。

「雇止め等」とは、派遣契約の中途解除や再契約停止、請負契約の中途解除や再契約停止、パート、アルバイトまたは期間工の解雇、有期雇用契約の再契約停止などによる雇用調整などをいいます。

この報告は、労働局やハローワークの通常業務内で、事業所に対して可能な範囲で任意の聞き取りを行ったものを集計したものであり、全ての離職事例やその詳細を把握したものではありません。

今月の報告は、平成23年3月19日から4月18日までに把握できたものです。